

# 所得税の還付申告説明会を開催!

平成15年分の所得税還付申告説明会を開催します。説明を聞きながら、ご自分で申告書の作成を行い、その場で提出できます。

## 対象となる方

- 次の方で、還付申告となる方
    - ①年金受給者の方
    - ②サラリーマンで医療費控除の適用を受ける方
    - ③サラリーマンで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ※ただし、土地等の譲渡所得のある方は、越谷税務署での受け付けになります。

## 相談の際、ご持参いただくもの

- ◇公的年金等を申告する場合
  - ▼平成15年分の公的年金等の源泉徴収票(原本)
  - ▼社会保険料(国民健康保険料など)の支払金額がわかる書類(領収書など)
  - ▼生命保険および損害保険に加入している方は、生命保険料控除証明書および損害保険料控除証明書
  - ▼申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金がある場合、振り込みに必要な)のわかるもの
  - ▼印鑑・筆記用具
- ◇医療費控除の場合
  - ▼平成15年分給与所得の源泉徴収票(原本)
  - ▼平成15年中に支払った医療費の領収書(事前に病院別に集計を出しておいてください)
  - ▼支払った医療費について、健康保険組合などから給付を受けた配偶者出産育児一時金や保険金など
- ◇住宅借入金等特別控除の場合
  - ▼平成15年分給与所得の源泉徴収票(原本)
  - ▼住民票の写し
  - ▼家屋の登記簿謄本または抄本
  - ▼請負契約書や売買契約書など、家屋の取得のわかる書類の写し
  - ▼住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
  - ▼申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金の振り込みが必要)のわかるもの
  - ▼印鑑・筆記用具・計算器
  - ▼増改築などの場合、そのほかに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必ず必要です。

どで補てんされた金額がわかる書類

申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金の振り込みが必要)のわかるもの

印鑑・筆記用具・計算器

住宅借入金等特別控除の場合

平成15年分給与所得の源泉徴収票(原本)

住民票の写し

家屋の登記簿謄本または抄本

請負契約書や売買契約書など、家屋の取得のわかる書類の写し

住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

申告者本人名義の預貯金口座番号(還付金の振り込みが必要)のわかるもの

印鑑・筆記用具・計算器

増改築などの場合、そのほかに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必ず必要です。

敷地等にかかる借入金について適用を受ける場合は、そのほか敷地等の登記簿謄本または抄本、その敷地等の分譲にかかる売買契約書等の書類の写しが必要

す。(家屋の取得等にかかる借入金の年末残高がある場合に限り

ます。)

所得税還付申告説明会

日程表

場所 八潮メセナ(2階集会室)

主催 越谷税務署・税理士会

## 所得税還付申告説明会日程表

開催日	時間	相談内容
2/4(水)	受付 午前9時30分~11時・午後1時~3時	公的年金等の受給者
2/5(木)	受付 午前9時30分~10時	医療費控除の還付申告
	説明会 午前10時~正午	住宅借入金等特別控除の還付申告
2/6(金)	受付 午後1時~1時30分	医療費控除の還付申告
	説明会 午後1時30分~3時30分	住宅借入金等特別控除の還付申告

※この表の相談内容以外のものは、受け付けできませんので、ご了承ください。

※越谷市中央市民会館特設会場、次のとおり相談・受け付けを開始します。

2月2日(月)~3月15日(月)  
(土・日・祝日を除く)、午前9時~11時・午後1時~3時30分

※越谷税務署会場では、平日(月)~金曜日)以外でも、2月22日・29日の日曜日に限り、越谷税務署で確定申告の相談・受け付けを行います。確定申告の相談が必要な方はお越しください。

なお、2月22日・29日の日曜日相談・受け付けは、越谷税務署会場のみとなります。越谷市中央市民会館の会場は開いていませんので、ご注意ください。

## 税理士事務所における還付申告無料相談会

関東信越税理士会越谷支部に属する税理士事務所、少額の還付相談および申告書の作成を無料で行います。

ますので、最寄りの税理士事務所または税理士会事務局(午前10時~正午、午後1時~4時)に電話連絡のうえ、お出掛けください。

●2月2日(月)~13日(金)(土・日・祝日を除く)  
※電話連絡が必要ですよ。

●税理士事務所

●年金を受けている方・給与所得者で医療費控除を受ける方・年の途中で退職した方

●無料(相談内容によっては有料になる場合もあります)

●関東信越税理士会越谷支部事務局 ☎962-116131

●各種情報確定申告に関するホームページを開設しています。

●国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

●関東信越国税局ホームページ <http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp>

●市・県民税の申告は、広報やしお2月10日号でお知らせします。

お問い合わせは、越谷税務署 ☎965-118111へ

## 八潮市環境方針を制定しました

昨年の広報やしお4月25日号で、八潮市は環境に対して負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指し、環境マネジメントシステム(環境管理の仕組み)の国際規格であるISO14001の認証を目指すことをお知らせしました。この度、八潮市環境方針を制定しましたので、市民の皆様にお知らせします。

### 八潮市環境方針

#### 1 基本理念

私たちのまち八潮市は、中川、綾瀬川、垢川、大場川、伝右川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきました。しかし、私たちが便利な生活を求めつづけた結果、緑が失われ川は濁り、空気も汚れて豊かな環境が失われつつあります。地球環境問題が世界共通の課題であることを認識し、今、八潮市は、豊かな環境を取り戻すため市民の皆様とともに考え、ともに行動することで、環境の改善を目指し持続的発展が可能な社会づくりに率先して取り組みます。

#### 2 基本方針

- 環境マネジメントシステムを定め、環境保全に関する市の各種施策を実施し、継続的な環境改善や汚染の予防に努めます。
- 環境関連の法令及びその他の要求事項を遵守するとともに、汚染物質の排出を抑制し一層の環境保全に努めます。
- 省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・再資源化を行い循環型社会の構築に努めます。
- 環境の向上と環境負荷の低減について目的と目標を設定し、継続的に見直します。
- 環境方針を全職員が認識し、環境保全に関する意識の向上を図るため、教育・訓練を実施し、この方針を周知します。
- 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を、広く市内外に公表します。

平成15年12月22日  
八潮市長 多田重美

※環境方針とは…マネジメントシステムの柱となるもので、八潮市の行う事業によって生じる環境に対する負荷を継続的に改善する方向性や環境保全事業の考え方について「基本理念」、「基本方針」という形で定めてあります。

◎環境課 ☎235

## 行政改革の取り組み状況

市では、「第2次八潮市行政改革大綱後期実施計画(計画期間:平成13年度~平成17年度)」に基づき、事務事業や組織・機構の見直し等の行政改革を全庁的に取り組んでいます。今回は、主に平成14年度の取り組み状況についてお知らせします。

### 行政改革に取り組んだ主な事務事業

〈外部委託の推進に関する基準の策定〉  
他市の状況や庁内の事務事業等について調査研究を行い、委託事務の適正化に関する要綱を平成14年度に策定しました。

〈コピー枚数の削減〉  
平成14年度から、庁内LANの活用や用紙の裏面再利用等に努め、平成13年度比でコピー枚数を46850枚削減しました。

〈職員数の抑制〉  
平成13年度から職員の定年退職者の補充を行わず、職員数を抑制しています。

〈手当の削減〉  
平成14年度にボランティア推進審議会を設置し、ボランティア活動を推進し、市民との協働によるまちづくりを図るための基本方針について、継続して審議を行っています。

〔例規集のデータベース化〕  
庁内LANの整備に伴い、パソコン上で法律や条例などの条文が検索できる例規検索システムを、平成14年度に導入しました。このため、従来の追録方式と比べて年間約233万円の支出減が毎年見込めます。

実施状況表: 全82項目中53項目が実施済一部実施

計画項目数	H13実施済	H13一部実施	H14実施済	H14一部実施	未実施済	実施年度未定
82	28	10	10	5	27	2

### 改革の実施による削減額

年度等	削減額
平成13年度	48,706千円
平成14年度	91,481千円
合計	140,187千円

平成12年度比。積算可能額のみ。

市役所840情報コーナーで閲覧できます

「第2次八潮市行政改革大綱」

「第2次八潮市行政改革大綱後期実施計画」

「平成13年度および平成14年度の進行管理状況報告書」は、市役所1階の「840情報コーナー」で自由にご覧いただけます。

◎生涯学習まちづくり推進課 ☎497